

今週の専門用語



特定支出控除

特定支出控除とは、給与所得者が①通勤費、②転居費、③研修費、④資格取得費、⑤帰宅旅費の特定支出をした場合、その合計額が給与所得控除額を超える場合には、確定申告により超過金額を給与所得控除後の金額から差し引くことができるというもの。平成23年度税制改正法案では、特定支出控除の範囲として現行制度では認められていない税理士、公認会計士、弁護士などの資格取得費も認められているほか、新たに勤務必要経費として、図書費、衣服費、交際費などにも拡大されている。

特定土地等

震災特例法34条1項に規定されている特定土地等とは、平成23年3月11日以後に相続税の申告期限の到来する者が、①平成23年3月10日以前に相続・遺贈により取得、②平成22年1月1日～平成23年3月10日までの間に贈与により取得した指定地域内にある土地等のことで、平成23年3月11日において所有していたものに限られている。特定土地等の価額は、震災による地価下落を反映させるため、「震災の発生直後の価額」によることができるとされている。

ライツ・オフリングとインサイダー取引規制

ライツ・オフリングについてはその特性を踏まえたインサイダー取引規制の整備が必要であるとし、(1)規制上の重要事実該当しない軽微基準、(2)適用除外が設けられる(11月4日公表・取引等規制府令改正案による)。(1)は新株予約権の行使時の払込金額の総額が1億円未満と見込まれ、かつ1株に対し割り当てる新株予約権の目的である株式の数の割合が0.1未満であることが要件。(2)は発行会社が重要事実を知る前に決定した計画・期日等に基づき新株予約権の売買等を行う場合である。

◆秋が深まったという実感もないままに立冬を迎えた。クールビズに慣れた身体にネクタイを着用するが、当面はほぼ全国的に暖かさが続くようだ。◆首相交代からも早2か月が経ち、積み残しの平成23年度税制改正法案と復興財源確保法案の審議が9日の衆議院財務金融委員会でもよく始まる。前者の直近の修正とともに両法の関係について巻頭の特集で紹介したほか、第2弾となる復興税制法案の要綱を資料収載した。「中間連結財務諸表等の作成上の留意点」も参考とされたい。◆上場企業における1千億円規模の会計不祥事が判明。海外で広く報じられただけに特殊な事例と言い切れるかが課題となろう。(B)

週刊T&Amaster 第426号
2011年11月14日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp